

市県民税と所得税の申告を受け付けます

申告会場をお間違いないよう、ご注意下さい

市民税課
055-934-4736

申告に必要なものは **▶ 市民税課 ☎ 055-934-4736 沼津税務署 ☎ 055-922-1560**

- 印鑑(認め印)、金融機関等の口座番号がわかるもの
- 収入や必要経費を集計した書類(源泉徴収票、收支内訳書など)
- 所得控除の証明できる書類(医療費・国民健康保険料・介護保険料・社会保険料・寄附金の領収書や生命保険料・小規模企業共済等掛金・国民年金保険料・地震保険料などの控除証明書)
- ※税務署から確定申告用紙や「確定申告のお知らせ」はがきが送られてきた人、前年分の申告の控えをお持ちの人は、それらを申告会場へお持ち下さい。
- ※国民年金保険料の控除の申告は、日本年金機構から送付された証明書が必要です。

▶ 沼津年金事務所 ☎ 055-921-2207(控除証明用ダイヤル ☎ 0570-070-117)

- マイナンバーカードまたは通知カード及び身分証明書(運転免許証など)
- ※税に関する社会保障・税番号(マイナンバー)制度についての詳細は、国税庁ホームページ(ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>)または市ホームページをご覧下さい。**広報ぬまづ 検索**

確定申告にあたっての注意点等 ▶ 沼津税務署 ☎ 055-922-1560

- ◆所得税確定申告書等は下記でも提出できます。**
 - 土・日曜日…
沼津税務署玄関前の「時間外文書受付箱」をご利用下さい。
 - 郵送による受け付け…
沼津税務署(〒410-8686 米山町3-30)へ郵送して下さい。
 - e-Tax(電子申告)によりインターネットで…
確定申告期間中は24時間受け付けを行っています。
- ◆所得税の確定申告書等の作成には便利な国税庁ホームページをご利用下さい。**ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>
- ◆復興特別所得税の記載もれにご注意下さい。**



イータックス
e-Taxとは、インターネットで国に関する申告や納税、申請・届け出などの手続きができるシステムです。e-Taxを利用すると、提出書類の省略化やスピーディな還付などのメリットがあります。詳細は、左記国税庁ホームページをご覧下さい。
※e-Taxの操作方法については、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎ 0570-01-5901)までお問い合わせ下さい。

3月31日(金)までに、次の個人事業者は消費税・地方消費税の確定申告が必要です

税理士による無料税務相談所をご利用下さい

- 平成26年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
 - 平成26年分の課税売上高が1,000万円以下で、平成27年12月31日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
 - 新たに平成28年分の課税売上高が、1,000万円を超えた事業者は、平成30年分について消費税の課税事業者となりますので、沼津税務署に「消費税課税事業者届出書」を提出して下さい。
- ※会場の混雑の状況により案内を早めに終了する場合があります。
※譲渡・山林所得、贈与税及び相続税の申告は受け付けません。

平成29年度 市県民税に関する主な変更点

◆給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額が適用される給与収入金額について、1,200万円を超える場合の控除額が230万円に引き下げられます。

◆日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

国外扶養親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除(16歳未満の扶養親族含む)の適用を受ける人は「親族関係書類及び送金関係書類」を添付または提示しなければなりません。

◆金融所得課税の一本化

公社債等の課税方式を株式等の課税方式と同一化します。また、特定公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等の金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、3年間の繰越控除ができます。

※詳細は、市ホームページをご覧下さい。**広報ぬまづ 検索**

市県民税の申告 **▶ 市民税課 ☎ 055-934-4736**

申告会場 **沼津市役所 1階多目的スペース**

受付期間 **2月16日(木)～3月15日(水)**

※土・日曜日は除きます。

時 間 **9時～12時、13時～17時**

※上記期間は、市民税課窓口では申告を受け付けていません。



■申告が必要な人は?

- 平成29年1月1日現在、市内に居住し次のいずれかに該当する人
 - 市役所から申告書が送られてきた人で、所得税がかからない人
 - 平成28年分の課税所得があるが、確定申告の必要がない人(給与所得以外の所得が20万円以下の人など)
 - 公的年金の受給者で、国民健康保険料や生命保険料などの控除を申告する人
 - 国民健康保険に加入している人で、他の人の扶養になつてない人
 - 平成28年分の課税所得はないが、所得証明や非課税証明等を必要とする人
- ※税務署に確定申告をした人や平成28年分の所得が給与所得だけで、年末調整の清算している人は、申告の必要ありません。
- ※確定申告が不要でも、保険料等の控除を受ける場合は市県民税の申告が必要です。

所得税の確定申告 ▶ 沼津税務署 ☎ 055-922-1560

申告会場 **プラサ ベルデ 2階市民ギャラリー**

受付期間 **2月14日(火)～3月15日(水)**

※土・日曜日は除きます。

時 間 **9時～17時(受け付けは16時まで)**

※上記期間は、沼津税務署内では申告書の作成指導は行っていません。

※会場の混雑の状況により案内を早めに終了する場合があります。

※駐車料金は30分ごとに50円(申告会場で割引処理を受けた場合)です。



■申告が必要な人は?

- 事業をしている人や不動産収入のある人、土地や建物などを売った人で、平成28年分の所得合計額が、基礎控除、配偶者控除などの所得控除の合計額を超える人
 - 給与所得者で、次のいずれかに該当する人
 - 給与の年間収入が2,000万円を超える人
 - 2人以上から給与を受けている人
 - 給与所得以外の所得が20万円を超える人
 - 公的年金等の収入がある人
 - 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、**所得税の確定申告は必要ありません**(市県民税の申告は必要な場合があります)。ただし、このような場合であっても所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。
 - 給与所得者などで、給与等から源泉徴収税額がある人は、**所得控除の追加などの申告をすると所得税の一部が戻ってくる場合があります**。
- ※詳細は、沼津税務署へお問い合わせ頂くか、国税庁ホームページをご覧下さい。
ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>